

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税は8%となり、地方消費税の割合が1%から1.7%に引き上げられました。また、令和元年10月1日からは消費税及び地方消費税は10%となり、地方消費税の割合も1.7%から2.2%に引き上げられました。

これらに伴う「地方消費税交付金」の増額分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされており、これらの経費への充当について明示することとされています。

令和4年度朝日町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 154,013 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,705,598 千円

(単位：千円)

事業名		令和4年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	413,585	172,230	0	8,276	35,220	197,859
	児童福祉事業	761,081	331,094	0	54,698	56,709	318,580
	小計	1,174,666	503,324	0	62,974	91,929	516,439
保健衛生	保健衛生事業	185,641	77,584	0	3,731	15,765	88,561
	母子保健事業	70,482	2,224	0	0	10,314	57,944
	小計	256,123	79,808	0	3,731	26,079	146,505
社会保険	国民健康保険 事業	40,671	21,491	0	0	2,899	16,281
	介護保険 事業	130,843	4,294	0	0	19,122	107,427
	後期高齢者医療 事業	103,295	10,751	0	0	13,984	78,560
	小計	274,809	36,536	0	0	36,005	202,268
合計		1,705,598	619,668	0	66,705	154,013	865,212